

# 船員を雇用されている事業主の皆様へ

## 船員保険の統合に当たっての留意事項について

◎ 平成 22 年 1 月 18 日（月）から、順次、船舶所有者（施行日（平成 22 年 1 月 1 日）前日において船員保険被保険者の方を雇い入れている者に限ります。また、施行日後においては雇用保険の適用事業の事業主となります。）の方に対して、住所地を管轄する公共職業安定所から、次のとおり、雇用保険の関係書類を送付することとしており、それぞれ、必要な届出をお願いすることとしています（必要な届出の内容等の詳細については、関係書類と併せて、説明書類を同封して送付することとしていますので、そちらをご覧ください。）。

### ● 事業主向けの書類（内容を確認していただく書類）

#### ① 適用事業所設置届事業主控

This form is titled '雇用保険適用事業所設置届事業主控' (Employment Insurance Application Form for Establishment of an Employment Unit) and is numbered 001. It contains fields for business name, address, telephone number, and other administrative details.

#### ② 被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)

This form is titled '雇用保険被保険者' (Employment Insurance Beneficiary) and '通知書(事業主通知用)' (Notification Letter (for Employer)). It includes fields for beneficiary information, employment status, and stamp areas.

### ● 被保険者向けの書類

#### ③ 被保険者証

This card is titled '雇用保険被保険者証' (Employment Insurance Beneficiary Card) and is numbered 020. It features a QR code and handwritten text with a stamp.

#### ④ 被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)

This form is titled '雇用保険被保険者' (Employment Insurance Beneficiary) and '通知書' (Notification Letter). It includes fields for beneficiary information and stamp areas.

## 留意事項

◎ 上記の雇用保険関係の書類は、旧社会保険庁に届け出ていた「船舶所有者の住所（所在地）又は仮住所」あてに送付することとしています。これまでに、旧社会保険事務所（社会保険事務局）に船舶所有者の住所等とは別に、船員保険の書類等の送付先をお伝えいただいている場合でも、送付先は「船舶所有者の住所（所在地）又は仮住所」となりますので御留意ください。

お問い合わせ先：厚生労働省職業安定局雇用保険課

03(5253)1111 内線 5759、5760